

国民年金基金規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

1. 改正の趣旨

- 「令和4年規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）においては、国民・民間事業者等から行政機関に対する申請等である手続について、令和7年中にオンライン化を実現することとされている。
- また、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、7項目のアナログ規制のデジタル化を図ることとされ、そのうち公示送達については令和8年5月までに対応することとされている。
- 加えて、確定給付企業年金（以下「DB」という。）における手続について、手続の簡素化の観点から、申請等について書面の交付だけでなく、オンラインでの対応を可能としてほしい旨の要望があったところ。
- 上記を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 国民・民間事業者等から行政機関に対する申請等である手続について、書面の交付だけでなくオンラインでも対応可能となるよう改正を行う。
- 公示送達について、現行は掲示板への掲示による方法のみとされているところ、これに加えてホームページへの掲載による掲示をすることとする。
なお、この場合において不特定多数の者による閲覧が可能となることを踏まえ、掲示の対象となる事項についても併せて整理することとする。
- DB制度等における手続について、現在書面の交付で対応することとされている手続についてオンラインでの対応が可能となるよう改正を行う。
- その他所要の改正を行う。

【被改正省令】

- ① 国民年金基金規則（平成2年厚生省令第58号）
- ② 確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）
- ③ 確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）
- ④ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）
- ⑤ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成23年厚生労働省令第57号）

3. 根拠条項

- ・ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第138条において準用する同法第105条第4項、同法第127条の2において準用する同法第12条第1項

- ・ 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 62 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）並びに同法第 116 条
- ・ 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 105 条
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号）第 84 条
- ・ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 7 年 9 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 7 年 10 月 1 日